

皆が自分らしく暮らせる まちの実現に向けて



▲井上町長に「桂川町第2期障がい福祉計画」の答申を行う、桂川町障害者施策推進協議会の佐藤忠行 会長（中央）と神崎はな子 副会長（左）

視点1 障がい特性に対する留意

従 来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していました。しかし、障害者自立支援法の施行により、福祉サービスが共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みとなったため、障がい種別、高齢者や児童といった年齢別などの違いも越えて、一人ひとりのニーズに応じた支援が重要となります。

ケアマネジメントの手法を活用しながら、個人の特性をとらえた「必要な人に、必要なサービス」の提供をめざします。

視点2 一貫した相談・サービス提供体制の充実

障 がいがあっても、地域で安心していきいきと暮らすためには、個々の障がいの状態や年代に応じ、本人が求めるニーズを踏まえた支援を行うつつ、生涯にわたってサポートできる仕組みづくりが必要です。そのためには、福祉・保健・医療・教育・就労等の各分野が一体となって、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制を整備することが重要です。

相談支援の質を高め、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に提供できるよう、相談支援体制や関係機関のネットワーク構築の充実をめざします。



視点3 地域生活・活動の充実

障 がいのある人に対する正しい知識と理解を深め、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、障がいのある人の地域における社会参加の場を設け、地域住民との交流機会を一層充実させていく必要があります。また、施設から地域生活への移行が進む中で、障がいのある人が生活の場として望む場所を選択し、可能な限り身近なところで必要なサービスを受けられることができる体制を整えることが必要となります。

自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、地域生活への移行といった新たな課題に対応したサービス提供体制の整備をめざします。

視点4 就労の場づくり

障 がいのある人の自立や社会参加最大限に発揮して社会生活を営むためには、広く町民に対して障がいのある人の雇用に対する理解を求め、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進める必要があります。関係機関と連携した就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実をめざします。